

出題趣旨・採点基準（憲法） 配点 100 点

第1問は、地方議会の公開と取材の自由との関係について問うものである。ドキュメンタリー制作のための取材に取材の自由が及ぶか、地方議会の公開の憲法上の位置づけとその法的性格（客観法上の義務か個人に権利を付与するものか）などの問題につき、判例を踏まえた上で適切な判断枠組みを設定し、マスメディアでは十分に取り上げられない公共的問題を取り扱うドキュメンタリーという表現形式の重要性を踏まえた具体的検討を行うことが求められる。

第2問は、日本国憲法の下で、政党に対して、その代表の選出について党内民主主義を求めることの可否を問う出題である。政党は憲法21条の定める結社の自由により保障されることから、党内民主主義の要請による政党の意思形成過程への制約の合憲性を論じる必要がある。その際には、政党と憲法の関係に関するトリーペルの四段階理論などを踏まえて、議会制民主主義を支える不可欠の要素であり、国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である政党の自律性と、国から政党交付金を受けて、民主主義的な国家権力の行使に参与するために必要な適格性の両者を考慮した上で、各自の見解を説得的に論じることが求められる。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかどうかを判定した。